



痴呆性高齢者の介護対策について（平成 15 年 6 月定例会）

現在、全国の痴呆性高齢者は 150 万人以上、そのうち 55 万人が施設に入所、残りは在宅で暮らしておられるといわれています。また、高齢化が進み、今後、後期高齢者の大幅な増加も見込まれる中、痴呆性高齢者もますます増加していく傾向にあります。

「いつまでも健康で家族と一緒に幸せに暮らしたい。」と思うのは万人共通の願いです。

夜間スタッフを充実させ、在宅で過ごしている痴呆性高齢者に対しては、デイサービスと同じように通所でナイトサービスが受けられるようにすることが必要であると考えています。

痴呆性高齢者の方々がその人らしくいきいきと生活できるよう、また、家族介護者が、明日に希望を持ち、優しさと体力を取り戻すことができるよう、県として、痴呆性高齢者の介護対策に、今後どのように取り組まれるのかお伺いいたします。

【健康福祉部長答弁】

痴呆性高齢者の方々が在宅での介護が困難となった場合に、適切な施設系のサービスを利用できますよう、平成 19 年度までに、特別養護老人ホームやグループホームなど、全体で約 2,100 人の定員増に向けた整備を進めますとともに、引き続き、特別養護老人ホーム等におけるユニットケアの普及や「身体拘束ゼロ作戦」の展開など、一人ひとりを尊重した質の高いケアを目指した取組を積極的に進めてまいります。

さらに、通所でのナイトサービスなど、夜間のケアの充実につきましては、国における介護保険制度の見直しの中で、痴呆性高齢者や家族介護者の実情を踏まえた改善が図られますよう、国に対して働きかけを行ってまいります。